



2012年5月11日

各 位

会社名 イー・アクセス株式会社
代表者名 代表取締役会長 千本 健生
(コード: 9427、東証第一部)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

イー・アクセス株式会社（本社：東京都港区、代表：千本健生、以下「当社」）は、平成24年5月11日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして無償にて発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに当社取締役及び当社監査役に対する報酬等として会社法第361条及び第387条に定める事項の承認を求める議案を、平成24年6月22日開催予定の当社第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、今回承認を求めるストックオプションの発行総数は最大60,500個で、平成24年3月31日現在発行済み株式数の約1.7%となります。

また、当社は、以前の株主総会において、当社取締役の報酬額及び当社監査役の報酬額の上限を定めておりますが、今回の報酬議案はそれとは別枠で、本総会の日から1年間にストックオプション報酬として発行する新株予約権に関する報酬額を、当社取締役に対しては新株予約権300個分（うち社外取締役に対して300個分）、当社監査役に対しては新株予約権200個分の公正価値相当額を、それぞれ上限とすることにつき、承認を求めるものであります。

当社は、平成22年6月24日開催の第11回定時株主総会において、割当日を株主総会決議の日から1年以内の範囲とするストックオプションの発行についてご承認をいただいておりましたが、当該1年の期間内に、同決議に基づくストックオプションの発行は行われませんでした。

記

1. ストックオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由
当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や志気を高め、当社の監査役の適切な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、以下の要領により当社の取締役、監査役及び従業員に新株予約権を特に有利な条件で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

当社が発行することを予定している第10回新株予約権の要領は、別紙1及び2に記載のとおりであります。

(注) 上記の内容については、平成24年6月22日開催予定の当社第13回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上

新株予約権の募集事項

1. 募集新株予約権の数

60,300 個を上限として、取締役会が定める。

2. 募集新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払込みを要しない。

3. 募集新株予約権の割当日

新株予約権発行の株主総会決議の日から 1 年以内の範囲で、当社取締役会が定める。

4. 募集新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

各新株予約権の目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

なお、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、未行使の新株予約権の付与株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(2) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の（株）東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、100 円未満の端数は切り捨てる。

ただし、当該金額が新株予約権付与契約書締結日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × _____
分割・併合の比率

また、当社が、当社普通株式の時価（下記(E) に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額で新株を発行する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）または、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる当社普通株式の 1 株あたりの払込金額をいう。以下同じ。）で当社の普通株式に転換もしくは当社の普通株式に

別 紙1

(A11 グループ)

についての新株予約権を行使することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行およびそのストックオプションの行使の結果として新株発行がなされる場合を除く。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{調整後 } \times \text{ 発行済}}{\text{調整前 } + \frac{\text{新規発行普通株式数 } \times \text{ 一株あたりの払込金額}}{\text{普通株式総数 } + \text{ 発行済普通株式総数}}}$$

ただし、上記の算式において、

- (A) 「調整前行使価額」とは、調整後行使価額が有効になる日の前日の行使価額をいう。
- (B) 「発行済普通株式総数」とは、(a)新株発行または有価証券発行の場合において新株または有価証券の割当日が定められている場合には、当該割当日の前日における発行済普通株式の総数、(b)その他の場合には、調整後行使価額が有効となる日の一ヶ月前の日における発行済普通株式の総数、をいう。なお、当社の普通株式に転換または当社の普通株式についての新株予約権を行使することのできる有価証券が発行されている場合にあっては、当該有価証券をその時点で有効な価額により転換・行使した場合に取得・発行される普通株式の数を含む。
- (C) 「一株あたりの払込金額」とは、(a)時価を下回る払込金額で新株が発行される場合にあっては当該新株につき支払われる払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(b)時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換または当社の普通株式についての新株予約権を行使することのできる有価証券を発行する場合にあっては当該価額、をいう。
- (D) 「新規発行普通株式数」とは、(a)時価を下回る払込金額で新株が発行される場合にあっては、発行される普通株式の数、(b)時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換または当社の普通株式についての新株予約権を行使することのできる有価証券を発行する場合にあっては、当該有価証券を当初の価額により転換・行使した場合に取得・発行される普通株式の数をいう。
- (E) 「時価」とは、以下に定める行使価額の調整の効力発生日に先立つ45取引日目が始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（取引の成立しない日を除く。）の平均値とする。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとする。

行使価額の調整の効力発生日は以下のとおりとする。

- (F) 新株が時価を下回る払込金額をもって発行される場合、「調整後行使価額」は、当該新株の払込期日から効力を生じる。ただし、新株が株主に割り当てられる場合は、割当日の翌日から効力を生じる。
- (G) 普通株式の株式分割によって新株が発行される場合は、当該株式分割の基準日の翌日から効力を生じる。ただし、剰余金の資本組み入れとともにを行う株式分割による新株発行の場合に、当該剰余金の資本組み入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌

別 紙1

(A11 グループ)

日に効力を生じるものとする。

- (H) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換または当社の普通株式についての新株予約権を行使することのできる有価証券を発行する場合は、その有価証券の発行日の翌日から効力を生じるものとする。ただし、当該有価証券が株主に割り当てられる場合には割当日の翌日から効力を生じる。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から新株予約権発行の取締役会決議の日（以下「決議日」という。）の 10 年後の応当日まで。ただし、下記の制限に従う。

- ① 割当日から決議日の 2 年後の応当日までは、新株予約権付与契約書により行使が認められる場合のみ行使することができる。
- ② 決議日の 2 年後の応当日の翌日から決議日の 3 年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の個数の 4 分の 1 について、行使することができる。
- ③ 決議日の 3 年後の応当日の翌日から決議日の 4 年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の個数の 2 分の 1 について、行使することができる。
- ④ 決議日の 4 年後の応当日の翌日から決議日の 10 年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の個数のすべてについて、行使することができる。

(4) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。ただし、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の 1 株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ② 新株予約権の行使価額の年間の合計額が金 1200 万円（新株予約権付与契約締結後に法令の改正により、税制適格要件のひとつである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。以下「行使上限額」という。）を上回らない範囲で行使することができる。新株予約権付与契約書に定める新株予約権数に行使価額を乗じた金額が、新株予約権付与契約書に定める行使可能な期間の各年の行使上限数に行使価額を乗じた金額の合計を上回る場合であっても、行使可能な期間の各年には、各年の法令の定めによる行使上限額を限度としてのみ新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株発行請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、新株予約権証券とともに、これを当社宛に提出するものとする。ただし、新株予約権証券が発行されていない場合または新株予約権証券が当社に預託されている場合には、新株予約権証券の提出を要しない。
- ④ 前号の請求書の提出とともに、新株予約権の行使により取得する株式の払込金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使により受ける経済的利益に対して源泉所得税が課せられる場合には、当社の請求に基づき、源泉徴収税額を当社の指定する口座に当社の指定す

別 紙1

(A11 グループ)

る日時までに振り込むものとする。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。
- ② 当社につき合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割またはこれに類する組織再編が生じ、または登録取消、上場廃止等により、当社の普通株式がいずれの店頭市場、証券取引所でも取引されなくなった場合で、当社取締役会が必要と認めるときは、新株予約権の全部を無償または取締役会の決定する価額で取得し、消却することができる。

(6) 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)項に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第(3)項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(3)項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

第(9)項に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得

第(5)項に準じて決定する。

別 紙1

(A11 グループ)

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者のが請求がある時に限り発行する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の割当を受ける者

割当前日の当社及び当社子会社の取締役及び従業員の中から、当社取締役会が定める。

6. その他

募集新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会が定める。

以 上

別 紙2

(O 4 グループ)

新株予約権の募集事項

1. 募集新株予約権の数

200 個を上限として、取締役会が定める。

2. 募集新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払込みを要しない。

3. 募集新株予約権の割当日

新株予約権発行の株主総会決議の日から 1 年以内の範囲で、当社取締役会が定める。

4. 募集新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

各新株予約権の目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

なお、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、未行使の新株予約権の付与株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の株式は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の（株）東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、100 円未満の端数は切り捨てる。

ただし、当該金額が新株予約権付与契約書締結日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、当社が、当社普通株式の時価（下記(E) に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額で新株を発行する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）または、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額（転換・取得の目的となる当社普通株式の 1 株あたりの払込金額をいう。以下同じ。）で当社の普通株式に転換もしくは当社の普通株式に

別 紙2

(O 4 グループ)

についての新株予約権を行使することのできる有価証券を発行する場合には、行使価額を以下の調整式により調整する。ただし、当社の従業員・役員もしくは当社協力者に対して付与されるストックオプションの発行およびそのストックオプションの行使の結果として新株発行がなされる場合を除く。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \frac{\text{発行済}}{\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{一株あたりの払込金額}}{\text{普通株式総数} + \frac{\text{時価}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行普通株式数}}}}$$

ただし、上記の算式において、

- (A) 「調整前行使価額」とは、調整後行使価額が有効になる日の前日の行使価額をいう。
- (B) 「発行済普通株式総数」とは、(a)新株発行または有価証券発行の場合において新株または有価証券の割当日が定められている場合には、当該割当日の前日における発行済普通株式の総数、(b)その他の場合には、調整後行使価額が有効となる日の一ヶ月前の日における発行済普通株式の総数、をいう。なお、当社の普通株式に転換または当社の普通株式についての新株予約権を行使することのできる有価証券が発行されている場合にあっては、当該有価証券をその時点で有効な価額により転換・行使した場合に取得・発行される普通株式の数を含む。
- (C) 「一株あたりの払込金額」とは、(a)時価を下回る払込金額で新株が発行される場合にあっては当該新株につき支払われる払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(b)時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換または当社の普通株式についての新株予約権を行使することのできる有価証券を発行する場合にあっては当該価額、をいう。
- (D) 「新規発行普通株式数」とは、(a)時価を下回る払込金額で新株が発行される場合にあっては、発行される普通株式の数、(b)時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換または当社の普通株式についての新株予約権を行使することのできる有価証券を発行する場合にあっては、当該有価証券を当初の価額により転換・行使した場合に取得・発行される普通株式の数をいう。
- (E) 「時価」とは、以下に定める行使価額の調整の効力発生日に先立つ45取引日目が始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（取引の成立しない日を除く。）の平均値とする。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとする。

行使価額の調整の効力発生日は以下のとおりとする。

- (F) 新株が時価を下回る払込金額をもって発行される場合、「調整後行使価額」は、当該新株の払込期日から効力を生じる。ただし、新株が株主に割り当てられる場合は、割当日の翌日から効力を生じる。
- (G) 普通株式の株式分割によって新株が発行される場合は、当該株式分割の基準日の翌日から効力を生じる。ただし、剰余金の資本組み入れとともにを行う株式分割による新株発行の場合に、当該剰余金の資本組み入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌

別 紙2

(O 4 グループ)

日に効力を生じるものとする。

- (H) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換または当社の普通株式についての新株予約権を行使することのできる有価証券を発行する場合は、その有価証券の発行日の翌日から効力を生じるものとする。ただし、当該有価証券が株主に割り当てられる場合には割当日の翌日から効力を生じる。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から新株予約権発行の取締役会決議の日（以下「決議日」という。）の10年後の応当日まで。ただし、下記の制限に従う。

- ① 割当日から決議日の2年後の応当日までは、新株予約権付与契約書により行使が認められる場合のみ行使することができる。
- ② 決議日の2年後の応当日の翌日から決議日の3年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の個数の4分の1について、行使することができる。
- ③ 決議日の3年後の応当日の翌日から決議日の4年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の個数の2分の1について、行使することができる。
- ④ 決議日の4年後の応当日の翌日から決議日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の個数のすべてについて、行使することができる。

(4) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。ただし、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ② 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株発行請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、新株予約権証券とともに、これを当社宛に提出するものとする。ただし、新株予約権証券が発行されていない場合または新株予約権証券が当社に預託されている場合には、新株予約権証券の提出を要しない。
- ③ 前号の請求書の提出とともに、新株予約権の行使により取得する株式の払込金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- ④ 新株予約権の権利行使により受ける経済的利益に対して源泉所得税が課せられる場合には、当社の請求に基づき、源泉徴収税額を当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。
- ② 当社につき合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割またはこれに類する組織再編が生じ、または登録取消、上場廃止等により、当社の普通株式がいずれの店頭市場、証券取引所でも取引されなくなった場合で、当社取締役会が必要と認めるときは、新

別 紙2

(O 4 グループ)

株予約権の全部を無償または取締役会の決定する価額で取得し、消却することができる。

(6) 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)項に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第(3)項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、第(3)項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

第(9)項に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得

第(5)項に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある時に限り発行する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および

別 紙2

(O 4 グループ)

資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の割当を受ける者

割当前日の当社及び当社子会社の監査役の中から、当社取締役会が定める。なお、当社取締役会は、当社監査役への割当については、当社監査役の協議に従うものとする。

6. その他

募集新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会が定める。

以 上